

# 名古屋高速道路の近辺で工事をお考えの方への協議のお願い

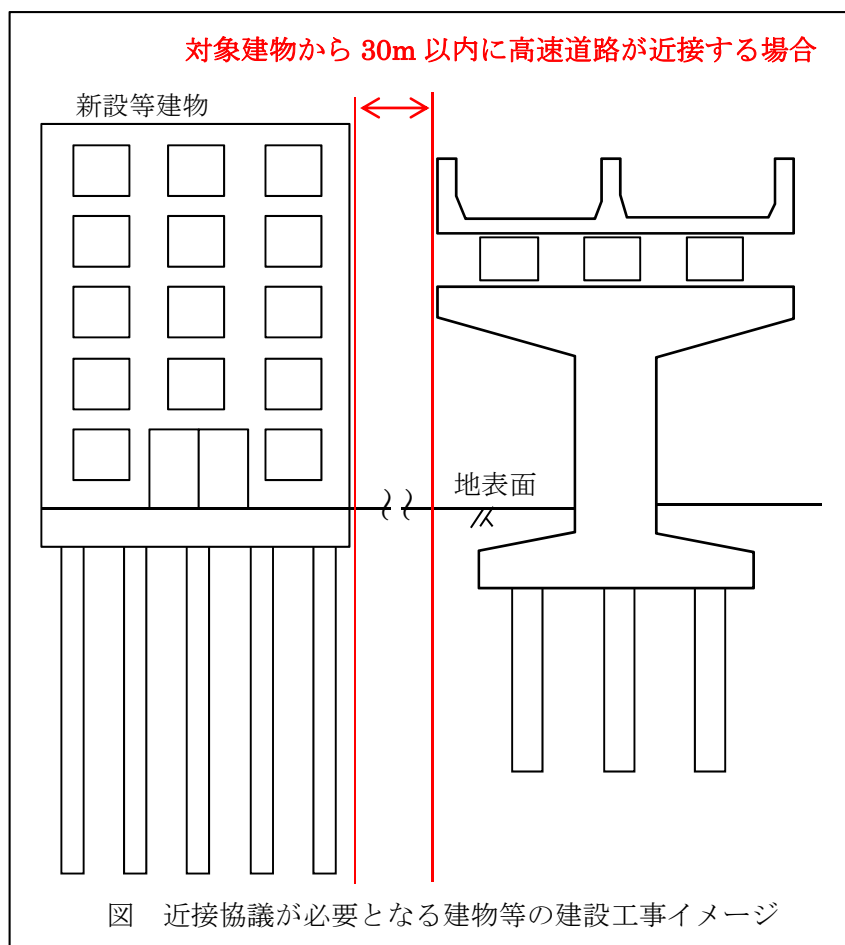
## 近接協議のご案内

名古屋高速道路では、高速道路構造物への影響を未然に防止し、通行されるお客様の安全の確保を図ることを目的として、高速道路本体構造物に近接して行われる新設建物等の工事に関して、計画・設計・施工などの各段階において、事前に名古屋高速道路公社と打合せ・協議※をお願いしています。

※ なお、打合せ・協議は、当該工事が高速道路本体構造物に与える影響度合い（例：橋脚の歪み、沈下、移動等）の確認を第一に行います。準備していただく資料や協議の流れにつきましては次頁をご覧ください。

### 【主な近接工事（例）】

- 新規に建物を建設する工事  
（マンション建設等）
- 既設建物の解体・撤去工事
- 名古屋高速道路直上や影響範囲で作業をする工事  
（クレーン作業や架線作業等）
- 桁下における占用物件工事  
（架空線等）



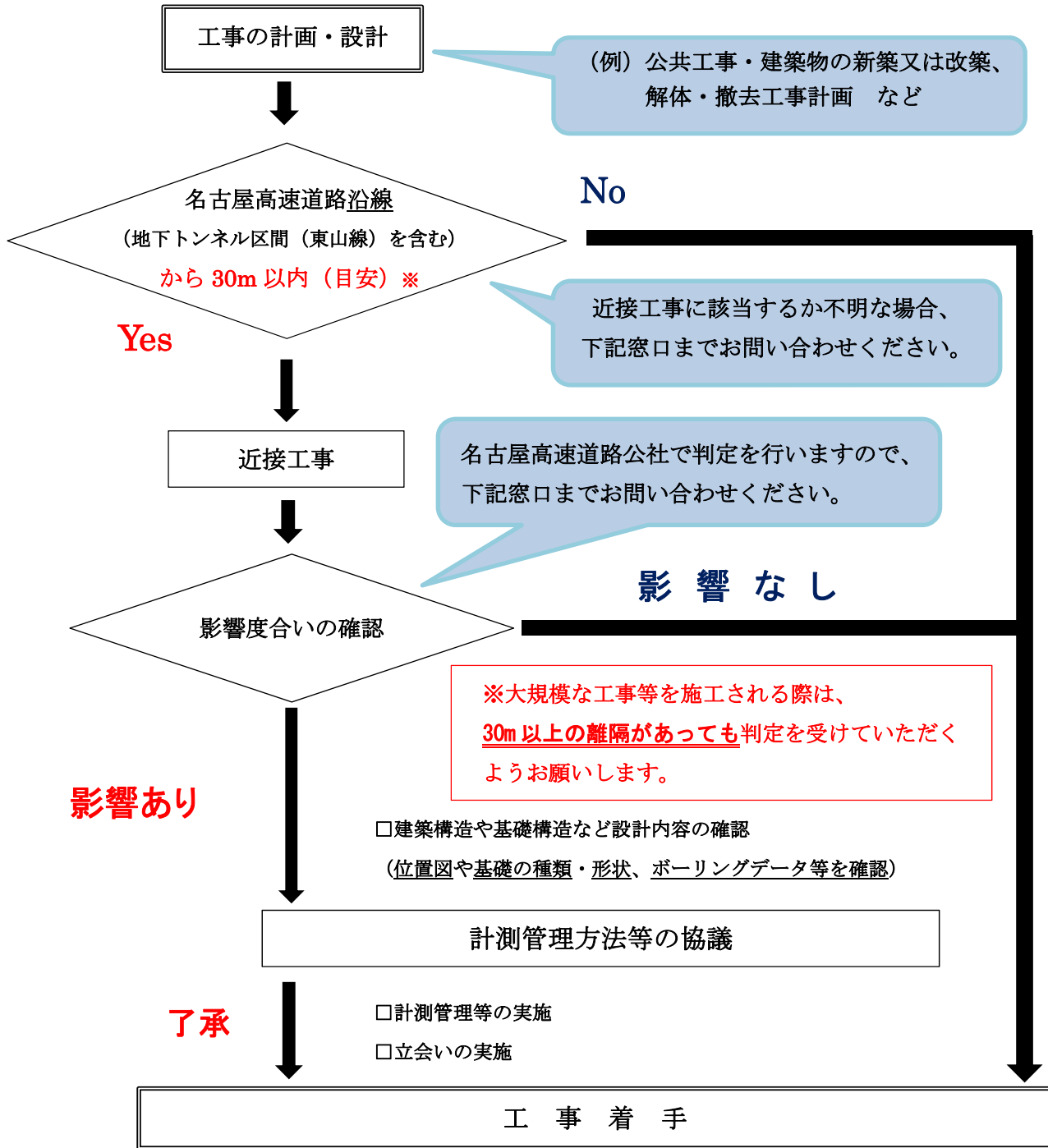
## 区分地上権について

他人の土地において、その上下の範囲を定め、地下や空中で工作物を所有するために、その土地を使用することができる権利を「区分地上権」といいます。

名古屋高速道路のトンネル直上にあたるこのような場所は、土地の「登記簿謄本」と「公図」で位置関係と上下区分範囲、荷重制限の確認ができます。

また、区分地上権設定契約の中では、『土地に建物及び工作物を設置する場合は、設計及び工法について名古屋高速道路公社と協議すること』となっています。そのため、建築確認申請の前に協議書を交わす必要があります。

# 近接協議の主な流れ



\*ここに示す内容は一般的な建築物の近接協議の流れであり、  
 その他工事（シールド工事やケーソン基礎工事等）については別途協議願います。

窓口

名古屋高速道路公社  
 交通管理部 交通管理課  
 (道路管理担当)

名古屋市北区清水 4-17-30(黒川ビル 4F)  
 TEL 052-919-3207  
 (土日祝及び年末年始 12/29~1/3 を除く、  
 9 時~12 時、13 時~17 時)